

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿



協議者 住 所 京都府京都市南区上鳥羽鉾立町 1 番地
氏 名 巖本金属株式会社
代表取締役 巖本 博
電話番号 075 - 672 - 3688

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号		令和 7 年 5 月 16 日 7 循環第 40708 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	三菱マテリアル株式会社 執行役社長 田中 徹也 同左
		住所又は所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 同左
		事業場の所在地	香川県香川郡直島町 4049 番地の 1 同左
		規則第 2 条第 2 項又は 第 6 条第 2 項の規定に よる循環事業者の協議 の有無	有 ・ 無 有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的名称	シュレッダーダスト 同左
		種 類	廃プラスチック類、金属くず、ガラ スクず・コンクリートくず及び陶 磁器くず 同左
		性 状	粉状、固形状 同左
		1 年当たりの最大 搬入量	2,400t／年 4,800t／年
		排 出 事業場	名 称 愛知川工場 同左
			所 在 地 滋賀県愛知郡愛荘町長野 397 同左
			当該排出 事業場に 係る事業 及び排出 工程の概 要 協議書の通り 同左

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由	・シュレッダーダストの年間最大搬入量を増やす為。		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。